

**「令和 7 年度清酒製造事業者連携輸出事業」
企画提案競技評価票**

評価項目	評価点 (別表 2)	係数	配点	得点 (評価点×係数)
I 事業の理解 本業務の趣旨及び目的を理解し、業務の成果を適切にイメージできているか。	5・4・3・2・1	2	10	
II 業務の実施手法 ① 酒蔵の輸出戦略の策定について、仕様と整合して、成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。	5・4・3・2・1	2	10	
② 酒蔵の営業代行について、仕様と整合して、成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。	5・4・3・2・1	2	10	
③ 酒蔵への商談機会の提供について、仕様と整合して、成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。	5・4・3・2・1	2	10	
④ 酒蔵に対する取引伴走支援について、仕様と整合して、成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。	5・4・3・2・1	2	10	
⑤ 仕様書で定めた内容以外に、効果的な提案があるか。	5・4・3・2・1	1	5	
III スケジュール・工程管理 実施スケジュールの設定が具体的に示され、それは無理のない妥当なものか。	5・4・3・2・1	2	10	
IV 実施体制、実施能力 ① 業務に関する専門的な知見・経験を有する者が配置されるなど、業務を適切に遂行できる能力があるか。	5・4・3・2・1	2	10	
② 参加する酒蔵から問合せがあった場合、迅速かつ正確な業務執行が可能な体制となっているか。	5・4・3・2・1	2	10	
V 経費の妥当性 業務の適切な実施に必要な経費が見積もられており、その積算の根拠は妥当なものか。	5・4・3・2・1	1	5	
VI 賃金水準の向上 (別表 3 のとおり)			5	
VII 女性の活躍推進 (別表 3 のとおり)			5	
【算出方法】 評価点×係数＝各審査員得点		100		/100点

※満点 100 点

※標準点 54 点（重点項目（I～V）の合計点の 6 割）

別表2 評定値、判断基準

評定値	1	2	3	4	5
判断基準	仕様を満たしていない	あまり効果が期待できない	標準 (仕様を最低限満たしている)	さらに高い効果が見込まれる	極めて高い効果が期待される

別表3：企画提案方式の審査における提案事業者の「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準

評価項目	設定区分例			配点	
	大区分	小区分			
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表	1.50%以上		3	最大 5
		2.00%以上		4	
		3.00%以上		5	
				0.5	
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※2	各 0.25	最大 0.5
			次世代法 ※2		
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※1			1	最大 3
	法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法 ※2	くるみん	1.5	
			プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5		
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※3		各 0.5	最大 1
		女性の活躍推進企業表彰 ※3			
		子ども・子育て支援知事表彰 ※3			
		男女共同参画社会づくり表彰			

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。